

「共謀罪」法案の強行採決に対する国労抗議声明

本日未明、参議院本会議において、自民、公明、維新は、組織的犯罪処罰法改正案、いわゆる「共謀罪」法案を一方的に審議を打ち切って採決を強行した。

参議院において与党が、多くの国民の反対や不安の声を黙殺し、法務委員会での審議を衆議院の3分の2にも満たない17時間あまりで打ち切ったばかりか、委員会採決を経ることなく、数の暴力によって本会議における「中間報告」という禁じ手まで使いながら強引に法案の成立を図ったことは、文字通り、議会制民主主義の否定であり、決して許されない暴挙である。

この「中間報告」という異例の手法を駆使してまで強引に法案の成立を図った背景にあるのは、直近の世論調査で「共謀罪」法案に関する政府の「説明が不十分とする」回答が77%に達したことや、森友学園及び加計学園の疑惑が国会審議の中で深まっていったこと、さらに、これらが原因で安倍内閣の支持率が低下したことによって、政府・与党が6月18日までの会期を延長することなく閉会し、幕引きを図ろうと目論んだ結果であることは明々白々である。

まさに、憲政史上最大の汚点を残すこととなった今回の強権的かつ横暴な国会運営について、私たちは満身の怒りを持って強く抗議する。

この間、国会審議の焦点であった「組織的犯罪集団」の定義や運用については、参議院法務委員会の質疑においても、ただの一度も明確な答弁がなされることはなかった。それどころか、政府は、参議院法務委員会の審議で、環境保護や人権保護を掲げた団体であっても、それが「隠れ蓑」であれば処罰の対象となると答弁し、さらには「組織的犯罪集団」の「周辺者」も処罰の対象となると答弁した。「一般の国民や労働組合を含む正当な活動を行っている団体が、不当な監視や捜査の対象とされるのか」との問いについて、衆参両院の国会審議における政府答弁は一貫性を欠いており、極めて不透明である。しかも今回の国会審議を通じて、捜査機関の恣意的な運用によっては、一般市民でも「組織的犯罪集団」の一員となり得ることが明らかになった。改正組織的犯罪処罰法が、政府に批判的な労働組合や市民団体を弾圧するための手段となる危険性はより鮮明になったといえる。

この間、政府は、2013年の秘密保護法、2015年の集団的自衛権行使を盛り込んだ憲法違反の戦争法の強行成立、さらに、2016年には「盗聴法・刑事訴訟法」の改悪を通じ、「戦争できる国づくり」を進めてきた。そして、今回の「共謀罪」法案は、1925年に制定された「治安維持法」と同様の内容を含んでおり、「戦争できる国づくり」に向けて、監視社会を強め、これに反対する発言や活動を委縮させ、弾圧する危険性を内包していることが強く懸念される。

今後、私たちは、新設された「共謀罪」の危険性について、引き続き国民にその本質を明らかにしていくとともに、政府や捜査機関による濫用を未然に防いでいく闘いが求められている。そのため、国労は、引き続き、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」や「戦争させない1000人委員会」に結集し、成立した法律の廃止に向けた取り組みを一段と強化するとともに、中央・地方で、監視社会の強化に反対し、基本的人権を守る闘いと一刻も早い安倍政権の退陣に向け、全力をあげて闘いを強化するものである。

2017年6月15日
国鉄労働組合